6 基準・規格・認証・輸入関係

(1) 基準・規格・認証

) 基準・認証制度

	規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)	における決定	.内容			
		実が	色 予 定 日	時 期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備考
事 項 名	措 置 内 容	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年		
		度	度	度		
基準・認証制度	基準・認証制度について、 自己確認、第三者認証への移行等に	逐次実施			(省庁名)	
の見直し	よる政府の直接的な規制の必要最小限化、認証・検査業務への競					
	争原理の導入、適切な場合における性能規定化、国際相互承認				(総務省)	
	の推進等を基本に見直し、できる限り速やかに所要の措置を講ずる。				規制改革推進3か年計画(改定)別添1「基準認証等	
					に係る個別措置事項」1(1) に引き継ぎ	
					規制改革推進3か年計画(改定)別添1「基準認証等	
					に係る個別措置事項」1(5) に引き継ぎ	
					規制改革推進3か年計画(改定)別添1「基準認証等	
					に係る個別措置事項」1(4) に引き継ぎ	
					(経済産業省)	
					今後の基準・認証制度のあり方について、平成 10 年度に	
					とりまとめられた産業構造審議会基準認証部会の答申を受	
					け、「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理	
					化に関する法律案」を第145回国会に提出し、平成11年8	
					月6日に交付。平成13年4月1日までに順次施行。	

)電気、ガス、消費生活用製品等

	規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)					
		実が	色 予 定 日	時 期	講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措 置 内 容	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年		
		度	度	度		
電気用品の	電気用品技術基準について、IEC(国際電気標準会議)規格へ			12 年度	(経済産業省)	
IEC規格への	の一層の整合化を図る			逐次実施	平成 14 年 3 月 29 日規制改革推進 3 か年計画(改定)別	
整合化					添1基準認証等に係る個別措置事項1(4) 及び2 にお	
					いて措置。	
雨气田口穴入	キニの仕さについては、まはにキニオフェルが円端からのにも		44左帝	40亿亩	/ /公 ·文·本· */ / /	
電気用品安全 法の運用基準	表示の仕方については、本体に表示することが困難なものにあっては包装容器等への表示が行われているが、制度改正に当たり		11年度 (検討)	12年度 (結論)		
/云(7)建用基件	うては色表合語等への表示が1701でいるが、前度は正に当たり その適用範囲の一層の拡大について検討する。		(作光記))	(和酬)	「電気用品安全法施行規則の一部を改正する省令」(平 成13年経済産業省令第20号)により措置。(平成13年4	
ネオン用変圧	 接地タイプのネオン用変圧器を使用した場合の感電及び火災発生			12年度	(経済産業省)	
	の危険性について技術的検討を行い、安全性が確認された場合、接			(検討・	: 「電気用品の技術上の基準を定める省令の一部を改正す	
	地タイプの使用が可能となるよう早急に所要の措置を講ずる。			結論)	る省令」(平成15年経済産業省令第34号)等により措置。	
務の撤廃					(平成15年3月28日公布)	
繊維製品の品	エこの(同欧神楽生)が共立の完美社田を吹まる。 しょうけんのき			12 年度	(経済産業省)	
機能製品の品 質表示	ISO(国際標準化機構)の審議結果を踏まえ、JIS規格のI SO規格への整合化を図る。			12 年及	(経済性素質) 繊維製品には、家庭用品品質表示法に基づいて品質を表	
貝状小	50%に、いまりにで因る。				繊維衆のには、家庭用のの具でが大きをプロしての具でで ・示する必要があり、表示事項のうち、家庭洗濯等取扱い方	
					: 法は、JIS L0217 の規定によって表示を行うことになって	
					113.	
					i 該当する JIS については、現在、ISO において進行中の	
					ISO 規格の改正作業に合わせて、ISO と整合化すべく検討中	
					である。	
衣料品品質表	衣料品品質表示(ケアラベル)に係るJISについては、ISO			12年度	(経済産業省)	
示(ケアラベ	の規程が改正され次第、ISOに整合化する。			(検討)	該当する ISO の規格は、現在、ISO において改正作業中	
ル)に係るJI					であり、同 ISO の改正作業に合わせて、家庭用品品質表示	
SのISOと					法に基づく品質表示 (家庭洗濯等取扱い方法の表示)との	
の整合化					整合化を検討しつつ、JISの改正作業を行っている。	

) JIS

	規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)	における決定]内容			
		実力	も 予 定 「	時 期	講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措置内容	平成 10 年 度	平成 11 年 度	平成 12 年 度		
電気用品に係 るJISのI ECへの整合 化	従来のJIS規格とIEC規格をベースとしたJIS規格が併存している電気用品に係るJIS規格について、できる限り早期にIEC規格に適合したJIS規格に一本化する。		11年度以降	逐次実施	(経済産業省) 実施可能性の高い分野について、平成12年度から開始した調査研究事業において、家電等のケーススタディを行い、平成14年3月に「電気用品規格の国際標準への一本化に関する調査研究成果報告書」をとりまとめた。 この報告書において、一本化の方策を決定した。	
	電気用品に係るJIS規格のIEC規格への整合化については、我が国の電力事情等の問題からIEC規格に整合することが難しいケースは限定的分野にとどめ、最大限推進する。			12年度以 降逐次実 施	(経済産業省) 上記方策に合わせ、平成14年度にIECに整合したJI Sを2件制定し、4件改正した。	
屋根葺き材料 のJISの国 際整合化	屋根瓦(繊維強化セメント板)について、海外主要国の関係機関の協力を得て実施している調査研究(11年度まで)の結果を踏まえ、国際規格改正案を提案することとし、これとの整合を図るようJIS規格の改正を行う。	10年度 (調査研 究)	11年度 (原案作 成)	12年度 (ISO への提案 及びJI S改正)	(経済産業省) 日本の住環境等の基本的要因によりJISに追加規定している難燃性等の項目について、平成12年9月にISOに改正案として提案した。平成11年度に作成したISO規格を取り入れたJIS A5430 (繊維強化セメント板)原案を基に、平成13年3月20日に当該JISの改正を行った。	
リサイクル品 に関する規格	廃棄物固形燃料、廃プラスチック油等のリサイクル品について、 試験・評価方法の標準化調査研究の結果等を踏まえ、JIS規格を 制定する。	10年度 (調査研 究)	一済 11 年 5 年 5 年 日 物料 方 I 日 間の法 S 1 年 日 間の法 S 6 件制定)	クル品のJIS制	(経済産業省) 平成13年度には引き続き、廃棄物固形化燃料、廃プラスチック油等のリサイクル品についてのJIS規格の制定を目指して調査研究を実施し、廃プラスチック熱分解油については、技術的に発展途上にあり、平成14年度にJIS化の前提となる標準情報(TR)の原案を作成した。今後、当該TRを公表し、関係者の幅広い意見を収集した後、3年以内に関係者のコンセンサスが得られた場合にJISの制定を行うこととしている。廃棄物固形化燃料については、平成14年度にJISを4件制定し(既存制定JIS合わせて10件)、試験・評価方法のJIS規格の制定は終了した。	

) JAS

	規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)					
		実力	色 予 定 月	時 期	講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措 置 内 容	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年		
		度	度	度		
J A S に係る基 準・認証	() EUで用いられているメラミン・ユリア系接着財が我が国の気候条件、使用条件等の下でJAS規格に規定されているレゾルシノール系樹脂接着剤と同等の性能であるか否かについて、EU側からの試験データ等の提出を待って検討を行う。			試験データ等の提出を受けた後、でかに検討	- (農林水産省) 現在までのところ、EU側からの試験データの提出は受けていないが、提出があれば速やかに検討する。	

) 食品、医薬品等

	規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)					
		実が	色 予 定 日	寺 期	講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措 置 内 容	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年		
		度	度	度		
食品等の規格	食品中に残留する動物用医薬品について、物質ごとの安全性評価	10年度	国際基準の	設定等に	(厚生労働省)	
基準	に基づき、残留基準の設定を進める。当面、トリクラベンダゾール	(検討)	合わせ逐次	'実施	食品衛生調査会(当時)の答申に基づき、食品中に残留	
	等4物質について、残留基準値を設定する。		(トリクラ	ベンダゾー	する当該物質の残留基準を設定。(平成11年11月26日	
			ル等)		(厚生省令第93号、厚生省告示第239号))	
			措置済 11 年	11月26日		
医療用具の製	薬事法第42条の規定に基づく医療用具の基準について、基準を	一部措置	一部措置	逐次実施	(厚生労働省)	
造の承認	廃止するなど必要な見直しを図る。	済	済		平成 13 年 1 月以降、平成 13 年 3 月 30 日にラテック製コ	
		10年12月	11年12月2		ンドーム基準及びプラスチック製視力補正用単焦点眼鏡レ	
		11日	8日		ンズ基準を廃止(平成 13 年厚生労働省告示第 146 号)した。	
		11年3月			また、平成 13 年 3 月 22 日に医療用エックス線装置基準を	
		30日			改正 (平成 13 年厚生労働省告示第 75 号)詩、平成 13 年	
					10月5日に視力補正用コンタクトレンズ基準を改正(平成	
					13 年厚生労働省告示第 349 号) した。	

	規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)	における決定	 [内容			
			色 予 定 日	時期	講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措 置 内 容	平成 10 年 度	平成 11 年 度	平成 12 年 度		
	医療用具に係る安全性等に関し、JIS化、JISと国際規格の整合化及び薬事法上の承認に係る各種基準の国際的な整合化を推進する。		一部措置 済 11年4月3 0日 11年9月 27日 11年12月 27日	逐次実施	(厚生労働省) 平成 13 年 1 月以降、医療用エックス線装置承認基準を改正した(「医療用エックス線装置承認基準の改正について」(平成 13 年 6 月 11 日医薬局長通知医薬発第 622 号))。また、ハードコンタクトレンズ及びソフトコンタクトレンズ承認基準を策定した(「視力補正用コンタクトレンズ基準の改正等について」(平成 13 年 10 月 5 日医薬局長通知医薬発第 1097 号))	
	エチレンオキサイドガス滅菌を行う医療用具について、生体との接触度合い等に応じた残留限度値を国際整合を図りつつ見直す。		ISOで進 いる検討結 踏まえ、速 実施	果の結論を	(厚生労働省) - 現在もISOで検討中である。検討結果の結論を踏まえ、 速やかに実施。	
	諸外国から医療用具に関する相互承認協議の要請があった場合 には、その推進について積極的に対応する。	要請を受け	 		(厚生労働省) - 要請を受けて対応。	
	医療用具のクラス分類における区分の見直し及び日本工業規格 等基準の策定により、製造承認を不要とする医療用具の範囲の拡 大を図る。			12年度 (措置)	(厚生労働省) 平成13年1月以降、JISを含む基準の策定により承認不要とした医療用具として、新たに「使い捨て検査・検診用ゴム手袋」及び「使い捨て検査・検診用ビニル手袋」の2品目(何れもJIS)を追加した。(「薬事法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成13年3月30日医薬局長通知医薬発第315号))	

	規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)	における決定	 内容			
		実が	10 予 定 10	寺 期	講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措置内容	平成 10 年 度	平成 11 年 度	平成 12 年 度		
化粧品の製造 業・輸入販売業 の許可	化粧品のラベルの表示主体である製造業者・輸入販売業者となるための薬事法上の許可要件である倉庫、試験設備、責任技術者の設置義務等について、運用の在り方を見直す。 併せて、審査期間についても、地方公共団体における現行の審査実態を検証の上、迅速化するよう指導する。		11年度 検討)	12年度 (実施)	(厚生労働省) 医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業及び輸入販売業の責任技術者の設置について、それぞれの資格要件を充足している場合であって、責任技術者による十分な管理が行われることが確認できる場合は、自社内複数箇所の兼務を認めることとした。(平成13年3月30日付医薬審発第337号通知)	
医薬品一般販売業者の利用できる試験研究機関	薬品一般販売業者が試験を委託することができる試験検査機関の指		11年度 (検討)	12年度 (実施)	(厚生労働省) 自らその店舗に試験検査に必要な設備及び器具を備えていない医薬品一般販売業者が試験を委託することができる 試験検査機関の指定については、指定検査機関の開設者の 要件を薬事に関する試験検査を行う民法第34条の規定による法人及び薬事に関する試験検査を行う中小企業等協同 組合法に基づく組合と定めていたが、平成13年3月29日に、この要件を削除し、民間会社(営利法人)等にも拡大した。(薬事に関する厚生労働大臣の指定する試験検査機関の指定について(平成13年3月29日付け厚生労働省医薬発第278号通知))	
医療用具の承 認申請時の臨 床試験データ 要要で分に 関する国際整 合化	創傷被覆・保護材等薬事法上の医療用具としての承認申請の際の臨床試験データの要否の区分が諸外国と異なっているものに関し、その区分の仕方も参考にしつつ、専門家の意見を聴取した上で、承認に当たっての臨床試験データの要否について明確化を図る。			12年度 (検討)	(厚生労働省) 「創傷被覆・保護材の承認申請に係る取扱いについて」(平成13年1月23日医薬局審査管理課長通知医薬審発第49号) を発出し、承認に当たっての臨床試験データの要否について明確化を図った。	

	規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)	における決定	 !内容			
			色 予 定 日	寺 期	講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措 置 内 容	平成 10 年 度	平成 11 年 度	平成 12 年 度		
24生物学的製剤 とその他の医 薬品製造管理 者の兼務	生物学的製剤とその他の医薬品製造管理者の兼務の拡大について、検討する。			12年度 (検討)	(厚生労働省) 生物学的製剤の製造業者(輸入販売業者を含む。以下同じ。)の製造管理者(輸入管理者を含む。以下同じ。)については、資格要件を満たし、かつ、薬剤師の資格を有する場合であって、製造管理者による十分な管理が行われることが確認できる場合は、同一の医薬品製造所において製造されるその他の医薬品の製造管理者を兼務することを認めて差し支えないものとした。(平成14年8月29日医薬発第0829008号)	
28 食品の命令検査	現在、公益法人により行われている検査命令に伴う食品検査については、その検査に要する時間の短縮、受検費用の低廉化に向け、その在り方について検討し、結論を得る。			12年中 (結論)	(厚生労働省) 現在、公益法人に限定されている命令検査を実施する検査機関について、厚生労働大臣による指定制度を改め、現行の指定検査機関と同等の公正・中立性や検査能力等の要件を備えることを条件に、民間法人等も登録検査機関として登録できることとすることにつき、「食品衛生法等の一部を改正する法律案」の中に盛り込んだ。 【平成15年の通常国会に法案を提出】	
	検査機関の指定に当たっては、運営・管理に関する基準や技術 面での基準を制定する一方、不適格と判断される場合には指定を 取り消すなど検査等業務の信頼性、公正性並びに中立性等に関し 一定の要件を確保するための措置について検討し、結論を得る。			12年中 (結論)	(厚生労働省) 現在、公益法人に限定されている命令検査を実施する検査機関について、厚生労働大臣による指定制度を改め、現行の指定検査機関と同等の公正・中立性や検査能力等の要件を備えることを条件に、民間法人等も登録検査機関として登録できることとすることにつき、「食品衛生法等の一部を改正する法律案」の中に盛り込んだ。 【平成15年の通常国会に法案を提出】	

) 自動車、船舶、鉄道

	規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)	における決定	 内容			
		実力	他 予 定 F	時 期	講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措置内容	平成 10 年 度	平成 11 年 度	平成 12 年 度		
プレジャーボ ートの技術基準	ISOにおいてプレジャーボート全般の規格が策定された後、国内技術基準の整合化を図る。			ISO規 格が策定 され次第 実施	(国土交通省) - 現時点においても、ISOにて、プレジャーボート全般 規格にわたり策定作業である。 既に策定された一部の規格について平成 15 年 6 月をめ どに国内整合化を行うべく作業中である。	
小型船舶の汽 笛、号鐘等の技術 基準				COLR EG改正 が発効次 第実施	(国土交通省) 海上衝突予防法の一部改正案を今国会に上程、又関連規 則の改正作業中。 (H15.11.29施行)	
漁船推進機関の規制における エンジン出力算 定方法の改善	トン数に応じて搭載できるエンジンの大きさに係る規制について			12年度 (検討・ 結論)	(農林水産省) 漁船法における漁船推進機関の出力の定義については、 従来の排気量に基づき算定する方式から実際の出力(キロ ワット)により評価する方式に改め、平成14年4月1日より施行 (漁船法の一部を改正する法律(平成13年7月11日法律 第110号)	
21自動車の車台 番号等の打刻	自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻制度について、打刻字体の押印又は拓本の届出以外にも、字体を確認できる写真又は図面による届出方法を検討する。			12年度 (検討)	(国土交通省) 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令(平成 13 年国土交通省令第 98 号)により、第 6 号様式の備考(3) を「打刻字体欄には、使用するすべての打刻字体を押印す るか、又は打刻の拓本若しくは打刻と同一寸法の写真若し くは図面をはり付けること。」に改正した(平成 13 年 6 月 25 日施行)。	

	規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)					
		実が	10 予定日	時期	講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措置内容					
22 シリンダーブ	製作者からの委託に基づく正規輸入業者によるシリンダーブロッ			12 年度	(国土交通省)	
ロックへの型式	クへの型式打刻について検討する。			(検討)	平成 13 年 7 月 5 日付で、「自動車型式認証実施要領につ	
の打刻					いて (依命通達)」等の一部改正により、正規輸入業者で	
					あれば一定の場合(補修用シリンダブロックに打刻がない	
					ことを証する製作者の書面及び補修用シリンダブロックに	
					より修理された後に当該原動機の型式を打刻することを申	
					請者に指示する製作者の書面が提出される場合)には、国	
					土交通大臣から打刻の指定を受けることができるようにし	
					た。	

) 労働安全

	規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)				
		実が	施 予 定 時 期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 🥒 備	考
事 項 名	措 置 内 容	平成 10 年	平成 11 年 平成 12	年	
		度	度度		
防爆構造電気	海外の検査機関で認証された防爆構造電気機械器具の受入れに	10年度	11 年度以降 E U との	協(厚生労働省)	
機械器具に係る	ついては、相互主義の原則にのっとり、相手国の検査機関で認証	EUの検	議を促進し、成立を紹	て - 日・EU間の相互承認協定において、対象項目として取	
検定	された防爆機器を相互に受け入れる相互認証によることとし、当	定制度等	実施	り上げられておらず、また当面取り上げられる予定がない	
	面、日・EU間の相互承認について、EUの対応を踏まえ、改善	の調査		ことから、「規制改革推進3か年計画」(平成 13 年 3 月	
	を図る.			30日閣議決定)では削除されている。	

) その他

	規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)					
		実が	色 予 定 日	時 期	講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措 置 内 容	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年		
		度	度	度		
新OECD-	OECDパイロット計画による共同査察の実施結果を踏まえ、今			OECD	(農林水産省)	
GLP基準に準	後 新たなGLP基準を制定するかどうかも含め検討			パイロッ	OECDパイロット計画による共同査察において、飼料	
拠した新GLP				ト計画の	:添加物及び動物用医薬品に関するGLPについて、問題と	
基準の制定 (飼料				実施結果	なる指摘はなかったことから、新たなGLP基準を制定す	
添加物動物用医				を待って	る必要はないものと考えている。なお、今後も、OECD	
薬品)				検討	- G L Pの改定等の動向を踏まえ、必要があれば、同基準	
					への調和を基本とした本邦のGLP基準の改正を検討す	
					ే 3.	

(2) 輸入検査等

	規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)				
		実力	施 予 定 時 期	講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措置内容	平成 10 年 度	平成 11 年 平成 12 年 度 度	F Control of the cont	
輸入手続関係 機関の勤務時 間の延長	輸入食品検査業務の時間延長について、輸入実態等に応じ、業務 を行う時間の延長について検討を行い、その結果を踏まえて対応す る。	一部措置 済 11年1月 15日	要請を受けて逐次実施	(厚生労働省) 一部措置済み(以下の通知にて業務時間を延長) (平成14年10月4日食検発第1004001号) 大阪検疫所の開庁時間の延長(土曜日、午後3時から午後7時)	
衛生・植物防疫	非検疫病害虫のリストについては、病害虫の危険度評価(PRA)の結果により科学的に判断し、随時見直しを行う。	10年度 (方針策 定)	11 年度 12 年度 (随時実 (随時実 施) 施)	(農林水産省) 平成 10 年 11 月 16 日付けで非検疫病害虫のリストを見直し、27 種の病害虫を非検疫病害虫として追加した(平成 10 年農林水産省令第 77 号)。他の病害虫についても引き続き PRAを実施しているところであり、この結果を踏まえ、必要に応じて非検疫病害虫リストへの追加を検討。	
	チューリップ球根に関し、日蘭植物検疫専門家会合において合意したモニタリング方式への移行に関する試行を継続し、日本側がオランダ球根検査機関(FIS)の検査システムをモニタリングすることによる日本側検査官の現地確認業務の円滑化を検討する。		試行継続・技術的検討) (農林水産省) 平成 13 年 5 月 14 日付でモニタリング方式への移行を完了(平成 13 年生産第 379 号)。	
動物検疫	偶蹄類の動物の肉等に係る加熱処理基準について、油で揚げる 方法に関する科学的試験データの提出を待って、専門家間での技 術的協議を行う。		科学的試験データの提 出を待って協議	(農林水産省) - 要請国からの科学的データの提出を待っているところ。	

(3) 輸入・通関手続等

事 項 名 措 置 内 容 通関業の許可 通関業の許可及び営業所の新設許可に当たっての需給調整基準 廃止する。	平成 10 年 度	图 予 定 時 期 平成 11 年 平成 12 年 度 度	(財務省)	備考
通関業の許可 通関業の許可及び営業所の新設許可に当たっての需給調整基 に当たっての 廃止する。	度	度度	(財務省)	
に当たっての 廃止する。	準を 10 年度以降			
			需給調整条項が通関業への参入の実質的な障害とならないような運用に努めるよう措置済(通関業法基本通達(昭和 47年蔵関第105号)の一部改正(平成13年4月1日施行))。 なお、法改正は次期通関業法改正時。	
インターネットを活用した NACCSについて、平成13年秋のAir-NACCS更 の機会をとらえ、インターネットの活用について取り組む。 で	また、	12 年度 (検討)	(財務省) NACCSにおけるインターネット接続については、Air-NACCS、Sea-NACCSともに、平成15年3月に実施。	
Eメールによる事前教示について、そのすべてについて文よるものと同じ効力を認めないとするのではなく、分類が簡情報量が十分なものは、文書によるものと同等の効力を認め向で検討を行い、その実現の方法について結論を得る。	i単で	12 年度 (検討・ 結論)	(財務省) Eメールによる事前教示のうち、税関手続申請システム (CuPES)を用いた照会は、平成15年4月より全て文書での回答と同じ効力を有するものとした。	
分類情報検索システムについて、税関に設置された専用端での閲覧・検索方法だけでなく、インターネットを通じた関 検索を可能とする新たなシステムの構築に向けた検討を行い 論を得る。	覧・	12 年度 (検討・ 結論)	(財務省) 分類情報検索システムでの品目分類情報については、平 成14年4月より税関ホームページにて公開している。	

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容						
		実 施 予 定 時 期			講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措 置 内 容	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年		
		度	度	度		
18 輸入食品の届	食品輸入届における輸出国公的検査機関の受入拡大を図る。	一部措置済		要請を受		
出及び検査				けて逐次	一部措置済み(以下の通知にて受入を拡大)	
				実施	平成 12 年 7 月 13 日衛検第 147 号、平成 12 年 8 月 22 日衛	
					検第 177 号、平成 12 年 8 月 22 日衛検第 178 号、平成 13 年	
					1月17日食検発第4号、平成13年1月30日食検発第10	
					号、平成13年2月28日食検発第24号、平成13年3月12	
					日食検発第35号、平成13年3月26日食検発第49号、平	
					成13年4月12日食検発第59号、平成13年6月25日食検	
					発第 117 号、平成 13 年 8 月 30 日食検発第 158 号、平成 13 年 10 月 15 日食検発第 194 号、平成 14 年 2 月 5 日食検発第	
					0205001号、平成14年2月7日食検発第0207002号、平成	
					14年3月1日食検発第0301001号、平成14年6月14日食	
					検発第 0614001 号、平成 14 年 7 月 12 日食検発第 0712001	
					号、平成14年7月22日食検発第0722004号、平成14年9	
					月 13 日食検発第 0913001 号、平成 14 年 10 月 11 日食検発	
					第 1011001 号、平成 14 年 10 月 25 日食検発第 1025002 号(総	
					数:55 ヵ国、3,289 機関)	
	輸入食品等事前確認制度について、速やかな登録処理を進める	一部措置済		要請を受	(厚生労働省)	
	とともに、制度の普及を図る。			けて逐次	一部措置済み(以下の通知にて登録を推進)	
				実施	平成 12 年 7 月 4 日衛検第 140 号、平成 12 年 12 月 28 日衛	
					乳第 248 号、平成 14 年 1 月 23 日食監発第 0123001 号、平	
					成 14 年 1 月 23 日食監発第 0123002 号、平成 14 年 1 月 23	
					日食監発第0123003号、平成14年1月23日食監発第0123004	
					号、平成 14 年 1 月 23 日食監発第 0123005 号、平成 14 年	
					12月16日食検発第1216006号(総数:123品目)	
	 輸入食品等一括届出制度について、輸入手続の電算化の普及状	40 年度		逐次実施	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	輸入良品等一括庙出制度について、輸入手続の電算化の普及状況を踏まえ、一括届出が認められる食品等の範囲を拡大する。	10 年度 (結論)	一部措置	逐次美施	(厚生労働省)	
	パで頃みん、「拍/旧山/小祕のり110 良田寺の製団を拡入する。 		済 11年6月		一部措置済み(以下の通知にて範囲を拡大) 平成13年3月15日食発第80号	
			29日		対象品目として「菜種」を追加	
			ᄰᇷᅜ		, 別家田日CUC 米俚」で足川	